

国見町中小企業者等 魅力発信支援 事業補助金



販路開拓や新規顧客獲得に資するデジタルやアナログの媒体等による**魅力発信**の事業とそれに合わせて、補助事業者が主体的に行う新たな取り組みを支援します！

対象・申請期間

令和8年1月30日(金)まで

※予算額に達した時点で受付終了となります。

補助対象者要件

補助対象者

- ①国見町内の中小企業者等であること
- ②町税を滞納していないこと
- ③代表者又は役員等が暴力団員等に該当するものではないこと



補助対象事業

- ①アナログ媒体による宣伝広告費
- ②デジタル媒体による宣伝広告費
- ③販促品や看板設置等による宣伝広告費

※詳しくは裏面まで



補助金

最大 **20** 万円

補助率 2 / 3

※対象経費の全額を町内企業に発注した場合は3/4

補助対象期間：令和7年5月1日(木)～令和8年1月30日(金)

国見町魅力発信支援事業補助金

検索

お問い合わせ

国見町産業振興課商工観光係
国見町商工会
福島信用金庫国見支店

TEL 024-585-2238
TEL 024-585-2280
TEL 024-585-2321



補助対象事業経費一覧表

補助対象事業	補助対象経費
アナログ媒体による宣伝広告費	チラシ作成、パンフレット作成、新聞折込料、マスメディア（新聞・ラジオ・雑誌・テレビCM等）広告費 等
デジタル媒体による宣伝広告費	自社ホームページ制作費、サービス・ソフトウェア等の登録料及び使用料、WEB広告費、SNS広告費、動画広告費 等
看板設置等による宣伝広告費	店舗・事務所の看板設置費や販促品作成料 等

補助対象外経費

公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）、振込手数料、他の補助等で実施した内容の宣伝広告費、老朽化による買替・修理修繕に係る経費、その他町長が不適当と認める経費

事前審査から補助金交付までの流れ

